

姫路野球協会「少年・学童野球」運営に関する取決め事項

姫路野球協会

令和7年2月1日

(目的)

第一条 アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全なる発展を計る目的で、姫路野球協会(以下「協会」という。)がこれを組織化し事業の運営にあたるものである。

(事業年度)

第二条 協会の事業年度は、特別の事由のある場合を除き、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(チーム登録)

第三条 協会に入会できるチームは、姫路市、神崎郡に所在し、かつ第十三条の規定に該当する者以外の者で組織した、次のいずれかに該当する軟式野球チームとする。

- (1) 少年部、中学生で編成されたチーム
- (2) 学童部、小学生で編成されたチーム

第四条 協会に入会しようとするチームは、成人(20才以上)の責任者(男女を問わない)をチームの代表者として届出なければならない。

- (1) チームの代表者は、当該チームに関する一切の責任を負うものとする。
- (2) チームの代表者は、その登録事項に異動のあったときは、第十四条の規定の場合を除き、直ちにその旨を届出なければならない。
- (3) 登録事項のうち、チーム連絡受取人の住所または氏名の変更を希望するときは、別に定める手数料をその届出と同時に納入しなければならない。

第五条 協会に入会しようとするチームの代表者は、所定の用紙に所要事項を記載し、登録料を添えて登録の申請をしなければならない。

- (1) チームの登録は、年度毎に更新する。
- (2) 登録料の金額については、別に定める。

第六条 前条第1項の規定により登録を申請するチームは、少年野球チームにふさわしくないチーム名及び服装は避けなければならない。この場合協会が必要と認めるときは、登録の手続きを拒否。またはチーム名及び服装の変更若しくは修正を求めることができる。

第七条 登録されたチーム名は、特別の場合を除き、当該年度中は変更することはできない。

(登録チーム)

第八条 協会に登録を完了したチーム(以下「チーム」という。)には、協会の主催する大会(以下「大会」という。)に参加出場する資格を与える。

第九条 チームの編成は、家庭保護者の同意を得た第3条に該当する居住者をもって編成しなければならない。

第十条 チームの所属選手として、登録できる人員は姫路大会のみ25名以内とする。

- (2) 登録された選手(以下「選手」という。)以外の者は、大会に出場できない。

第十一条 選手は、一つのチーム以外には登録することはできない。

(登録選手)

第十二条 選手は、次の場合を除き、当該年度中は所属チームを変更することはできない。

- (1) 居住地移転により第九条の規定に抵触することになったとき。
- (2) 所属チームが正式に解散届を提出したとき。

- (3) その他協会がやむを得ない事情があると認めたとき。
- (4) 追加登録選手、抹消選手、背番号変更は各大会毎の受付の際でなければ変更は認められません。
- (5) 大会受付の際に抹消しても、同一大会に登録することはできませんが、次の大会には登録することができます。但し、再登録し抹消した場合は、その年度中は協会所属チームには登録することはできません。

第十三条 次に掲げる者は、選手として登録することはできない。

- (1) 中学校体育連盟野球部に現に登録している者
- (2) 少年硬式野球チームに現に登録している者
- (3) 家庭保護者の同意のない者

第十四条 選手の登録追加及び抹消・背番号変更は各大会の参加申込みの際、別に定める参加申込書に記載し申請することができる。但し、選手の人員は第十条に規定する 25 名を超えることはできない。

- (2) 選手登録追加については、追加選手 1 名毎に別に定める手数料を添えて、申請と同時に納入しなければならない。

(監督・コーチ)

第十五条 チームは、プレイ上の責任者として監督を置かなければならない。但し代表者は兼務できる。

- (2) チームは監督の補佐役として、2 名のコーチを置くことができる。

第十六条 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する 25 名の枠外で登録できる。

第十七条 監督・コーチは、少年野球の指導適任者でなければならない。

- (2) 監督・コーチは、ただ単に技術の指導のみでなく所属選手の健康管理、安全管理などに細心の注意を払い、怠ってはならない。

第十八条 監督・コーチは、チームと同一のユニフォームを着用しなければならない。

- (2) 監督・コーチのベースコーチは許されない。
- (3) 監督・コーチは、ボールデッド（タイム）中及び第二十三条の規定以外はベンチを離れることは許されない。

(大会運営)

第十九条 各階級別の大会日程は、事業年度毎に定め各事業年度の当初に発表する。

- (2) チームには、各大会の前に開催案内と参加申込書を郵送通知する。

第二十条 大会に参加しようとするチームは、参加申込書に大会参加料の振替払込領収書を貼付、指定期日まで指定場所へ郵送（FAX 可）申し込まなければならない。

- (2) 大会参加料の金額については、別に定める。

第二十一条 試合日時及び球場は、決定の都度ホームページに掲載する。

平成 22 年度より FAX での試合通知は、特別の場合を除き致しません。ホームページを利用して下さい。

ホームページアドレス：<https://www.himeji-baseball.com/>

神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。

(試合運営)

第二十二条 試合中ベンチに入れる者は、登録されている監督、コーチ、選手、スコアラー（1 名）、マネジャー（1 名）、チーム代表者のみとする。

第二十三条 試合中の抗議権は、監督及び当該プレイヤー以外は許されない。

※規則上に関する事については、当該審判員の外（控審判員を含む）で解決する。

- 第二十四条 大会の試合は、**6回**、または、**90分ゲーム**とする。ただし、コールドゲームの適用については、以下のとおりとする。
- (1) **「4回終了時」**、**7点以上の得点差**のあるとき、または、**「4回終了後」**、**7点以上の得点差を生じた**ときとする。
 - (2) 5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときとする。
- 第二十五条 大会の試合は**6回**、試合時間は**90分以内**とする。試合時間又は6回を完了して同点の場合は時間に関係なく、**タイブレーク方式**とし、6回又は90分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、**「1イニング」**行う。
- (2) 試合時間は、6回ゲームで90分以内とし、**「後攻チームがリード」**している場合に限り、**1時間25分(残り5分あっても)**が過ぎていれば、**裏の攻撃はせず試合は終了**とする。
- 第二十六条 日没、降雨その他の事情で試合の続行が困難と審判員が判断したときは、特別の場合を除き、試合回数にかかわらず、コールドゲームを適用せず特別継続試合として後日行う。
- 特別継続試合を後日に行う場合は当日試合前提出された、打撃順は変更できないが登録名簿に記載されている選手は追加申請できるものとする。
- (2) 特別継続試合の日時及び、球場の通知については第二十一条を準用する。
- 第二十七条 **代表決定戦**については、第二十五条を準用する。
- (1) 試合は**6回**、**試合時間は90分以内**とする。試合時間又は**6回完了**して同点の場合は時間に関係なく**「1イニング」**行う。**タイブレーク方式**は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。
 - (2) 6回終了前、または延長戦が日没、降雨等で続行不可能となった場合には前条を準用する。但し、日程に余裕が無い場合は、回数に関係なく終了した均等回の得点で勝敗を決する。尚、同点のときは抽選とする。
- 第二十八条 試合前の守備練習(シートノック)は、大会運営の関係上特別に定める場合を除き、行わない。
- 第二十九条 チームは、試合前に未使用の当該大会使用球**2個**を試合球として提出しなければならない。
- (2) 試合中のファウルボールは、一塁側に飛ばば一塁側ベンチが、三塁側に飛ばば三塁側ベンチが回収し、速やかに球審に届ける事を基本とするが、状況によってはお互い協力して回収に努めること。
 - (3) 前項のファウルボールその他が見当たらないときは、攻撃チームが補充する責を負うものとする。
 - (4) 試合球は、試合終了後当該チームに返却するものとする。
- (登録選手服装及び装具)
- 第三十条 チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ユニフォームは、両袖同一でなければならない。左袖には縣市町名以外はつけてはならない。ただし、近畿大会、全国大会出場の際は左袖に兵庫の文字をいれること、また、文字はローマ字、日本字どちらでもよいが、文字の大きさは**4.0cm～4.5cm**程度とする。
 - (2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。

ただし、スパイクは除く。

- (3) ユニフォームには、0番から99番までの背番号を必ず付けること。その際、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番に統一する。
- (4) 背番号の上に選手名を付けてもよいが、その場合はチーム全員が付けなければならない。但し、ローマ字で姓のみとする。同姓のいる場合は名の頭文字をいれる。
- (5) 胸のチーム名は、日本字、ローマ字どちらでもよい。胸にマークを付けてもよい。
- (6) チーム名の下、および右袖には社章又は商標などのマークを付けてもよい。※左袖は不可。
- (7) 捕手は、公認マスク、レガース、プロテクター、捕手用ヘルメットを着用のこと。
捕手およびブルペンの捕手はファウルカップを着用すること。
- (8) 打者、次打者及び走者、ベースコーチも両側にイヤーフラップのついた公認ヘルメットを着帽のこと。
- (9) ヘルメットは連盟公認のもので、全個数同色、同意匠のものでなければならない。
- (10) 学童部は金属製のスパイクの使用を禁止する。

(規 律)

第三十一条

次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。

- (1) 試合を途中で放棄したチームは、理由の如何を問わず除名または出場停止等それ相当のペナルティを科す。
- (2) 審判員または選手（以下この項ではチーム代表者および監督・コーチを含む）に対して、暴行または、これに類する威圧的行為のあった選手およびスポーツマンらしくない言動のある選手は、直ちに退場を命じ、出場資格の停止または訓戒等それ相当のペナルティを科す。尚、必要に応じてチームにもそれ相当の処置をする。
- (3) ゴミ放棄、バケツ不携帯、飲酒・酒類持ち込み等については、チームへのペナルティを直ちに科す。
- (4) 応援団の行為についても当該チームの責任とする。
- (5) 試合会場は、公共施設を使用するため、施設内での「喫煙」は禁止とする。
公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。

第三十二条

第十条2項および、第十一条並びに、第十三条の規定に違反した選手等（以下「不正選手等」という。）を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。

- (1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。
- (2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。
- (3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
- (4) 不正のあった登録チーム及び選手等のペナルティーの処理については、別途定める内規「審査委員会」により取り扱うこととする。

第三十三条

不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は举行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第1項、第2項、第3項、第4項の措置を準用する。

第三十四条

試合開始時刻に、グラウンドに入場しないチームおよび選手が9名に充たないチームは棄権とみなし相手チームに勝利を与える。

第三十五条

各種大会代表決定戦の試合に出場したチームは、代表になってから辞退することができない。なお、代表チームのメンバーは、代表決定戦時と同等でなければならない。

第三十六条

この規定の定めに違反している事実が発覚したチームは、その事情に応じてそれ相当の措置をする。

(大会規則)

第三十七条 大会の使用球は、公認軟球J号とする。

第三十八条 学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。

第三十九条 この規定に定めない事項の以外は、全日本軟式連盟競技者必携、及び公認野球規則を準用する。

(補 則)

第四十条 各種大会抽選会が開催される場合には、監督または代理者が出席しなければならない。代理抽選は、特別の場合を除き認められません。

(2) 大会参加料納入済みチームについては参加を認める。

第四十一条 オーダー表（先発メンバー表）について、試合開始前にはグラウンドに全員集合し、オーダー表（5部）を試合開始時刻の40分前に提出すること。試合当日の控選手も正確に記載し、必ず”ふりがな”をつけること。提出（相互交換した）後のメンバーの変更は認められない。

第四十二条 試合日程の考慮については、大会運営上原則としてチームの都合を加味することはできかねるが、不都合な試合日については、2週間前までに事務局宛に文書、またはFAXをもって申出のあったもの限り、大会運営に支障のない範囲で考慮するものとする。但し、他の大会（協会以外の大会）に出場する場合は考慮できかねますので、ご承知おき下さい。

試合日程発表後は理由の如何に問わず特別の場合を除き変更できない。学童チームは、第一試合は、第二試合両チームより塁審1名提供、第二試合は第三試合の両チームより、2名を順次提供するものとする。但し 最終試合は協会審判員が担当する。

第四十三条 試合に棄権する場合は、当日朝までに協会へ連絡すること。

(附 則) 改正 令和2年1月19日
改正 令和4年1月16日
改正 令和4年3月1日
改正 令和4年3月10日
改正 令和5年1月15日
改正 令和5年5月1日
改正 令和7年2月1日

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和4年1月16日

【少年・学童野球】 改正条文：第24条・第25条・第27条を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第24条	<p>大会の試合は7回、または、90分ゲームとする。 但し、5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときは、コールドゲームを適用する。</p>	<p>大会の試合は、<u>6回</u>、・・・に改める。</p>
第25条	<p>大会の試合は7回、試合時間は90分以内とする。 <u>但し、同点の場合は、延長戦とし、タイブレーク方式は8回又は(90分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。))とし、同点の場合は、後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングまでとする。))</u></p>	<p>大会の試合は<u>6回</u>、試合時間は90分以内とする。 <u>但し、同点の場合は、延長戦とし、を「削除」し新たに「試合時間又は6回を完了して同点の場合は時間に関係なく」を「追加」し、タイブレーク方式とし7回又は(90分過ぎの回から・・・・・・・・2イニングまでとする。))とする。</u> 新たに 第(2)項を追加する。 (2) <u>試合時間は、6回ゲームで90分以内とし、「後攻チームがリード」している場合に限り、1時間25分(残り5分あっても)が過ぎていれば、裏の攻撃はせず試合は終了とする。</u>を追記する。</p>
第27条	<p><u>代表決定戦に限り、第二十五条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。</u> (1) <u>試合は7回、試合時間は100分以内とする。試合時間又は7回完了して同点の場合は時間に関係なく2回タイブレーク方式で行う。タイブレーク方式は、(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。))とし、同点の場合は抽選とする。</u> (2) <u>7回終了前、または延長戦が日没、・・・・尚、同点のときは抽選とする。</u></p>	<p><u>代表決定戦については、第二十五条を準用する。</u>に修正する。 (1) <u>試合は6回、試合時間は90分以内</u>とする。試合時間又は<u>6回完了</u>して同点の場合は・・・・タイブレーク方式で行う。 に修正する。 (2) <u>6回終了前、・・・・抽選とする。</u> に修正する。</p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和5年1月15日

【少年・学童野球】

改正条文「第30条」「第32条」「第33条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第30条	<p>チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ユニフォームは、左袖には・・・文字の大きさは4.0cm～4.5cm程度とする。</p> <p>(2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。</p>	<p>第(2)項に「ただし」書きを追加する。</p> <p>(1) ユニフォームは、・・・程度とする。</p> <p>(2) <u>同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。</u>また、ストッキングは全員同色のものであること。 ただし、スパイクは除く。を最後部に追記する。</p>
第32条	<p>第十条2項および、第十一条並びに、第十三条の規定に違反した選手等（以下「不正選手」という。）を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。</p> <p>(1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。</p> <p>(2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。</p> <p>(3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。</p>	<p>第32条 第(4)項を追加する。</p> <p>(4) 不正のあった登録チーム及び選手等のペナルティの処理については、別途定める内規「審査委員会」により取り扱うこととする。</p>
第33条	<p>不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は举行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第1項、第2項、<u>第3項</u>の措置を準用する。</p>	<p>不正選手の確認が・・・審査し、不正選手であった場合は、前条・・・「第4項」を準用する。 を追記する。</p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和5年5月1日

【少年・学童野球】

改正条文「第21条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第21条	<p>試合日時及び球場は、決定の都度ホームページに掲載する。</p> <p>平成22年度よりFAXでの試合通知は、特別の場合を除き致しません。ホームページを利用して下さい。</p> <p>ホームページアドレス：http://www.eonet.ne.jp/~hyc/ 神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。</p>	<p>第18条 一部を以下のとおり修正する。</p> <p>試合日時及び球場は、・・・・・・</p> <p>平成22年度より・・・・・・ホームページを利用して下さい。</p> <p>(修正箇所) ホームページアドレス： https://www.himeji-baseball.com/ 神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。</p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年1月19日

【少年・学童野球】

改正条文「第24条」「第25条」「第27条」「第31条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第24条	<p>大会の試合は、6回、または、90分ゲームとする。ただし、コールドゲームの適用については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>3回終了時、10点以上の得点差のあるとき、または、3回終了後、10点以上の得点差を生じたとき</u>とする。</p> <p>(2) 5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときとする。</p>	<p>第24条第1項を以下のとおり改める。</p> <p>(1) 「4回終了時」、7点以上の得点差のあるとき、または、「4回終了後」、7点以上の得点差を生じたときとする。</p>
第25条	<p>大会の試合は6回、試合時間は90分以内とする。<u>試合時間又は6回を完了して同点の場合は時間に関係なく、タイブレーク方式</u>とし、6回又は90分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、<u>同点の場合は、後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングまでとする。)</u></p>	<p>第25条第1項 条文を一部改める。</p> <p>大会の試合は6回、……同点の場合は<u>時間に関係なく、タイブレーク方式</u>とし、(……)</p> <p>とし、「同点の場合は、後の1回継続打順」を削除し、</p> <p>大会の試合は6回、……同点の場合は<u>時間に</u>関係なく、タイブレーク方式とし、「1イニング」行う。に改める。</p>
第27条	<p><u>代表決定戦</u>については、第二十五条を準用する。</p> <p>(1) 試合は6回、試合時間は90分以内とする。試合時間又は6回完了して同点の場合は<u>時間に関係なく2回タイブレーク方式</u>で行う。タイブレーク方式は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。</p>	<p>第27条第1項 条文を一部改める。</p> <p>(1) 試合は6回、試合時間は90分以内とする。試合時間又は6回完了して同点の場合は<u>時間に</u>関係なく2回タイブレーク方式で行う。を削除し、</p> <p>(1) 試合は6回、……同点の場合は<u>時間に</u>関係なく「1イニング」行う。に改める。</p>
第31条	<p>(規 律)</p> <p>次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>【参 考】</p> <p>健康増進法の一部改正する法律(平成30年法律第78号)令和2年4月1日より全面施行、マナーからルールへ施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない。(喫煙をする際の配慮義務等)</p>	<p>新たに「第5項」を追加する。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 試合会場は、公共施設を使用するため、<u>施設内での「喫煙」は禁止</u>とする。</p> <p><u>公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。</u> を追記する。</p>

